

リサーチ・クリップ

2010/2/17 No.19

リサーチ・クリップでは、最近関心の高まっている環境問題や、企業の従業員・地域社会といった様々な社会との関わりなどに関する記事や情報を紹介します。

ESG

責任投資原則 署名機関の最新状況（2月現在）

責任投資原則（PRI）は、機関投資家の投資意思決定プロセスに ESG（環境、社会、ガバナンス）を導入することを目的として、2006年に UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアチブ）と国連グローバル・コンパクトが提唱した。

PRI の主な内容は、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込む、株式の所有方針と所有慣習に ESG 問題を組み入れる、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求める、となっている。

PRI に法的拘束力はないが、提唱当時 12 カ国 20 機関から始まって以来、2009 年には 36 カ国 500 機関を超え、現在では 693 機関が署名するまでになり、世界的な影響力を強めている。

そこで 2010 年 2 月時点での最新の加盟国と加盟機関の状況を、PRI の公表している資料をもとに、NFI で集計した。PRI の署名機関は主に三種類に分類されている。年金基金、政府関係準備基金、その他の基金、財団、保険・再保険会社、寄託機関などの「アセット・オーナー」、機関投資家および個人投資家向けに第三者として資産を運用する「運用会社」、アセット・オーナーや運用会社に商品やサービスを提供する機関である「専門サービス・パートナー」にカテゴライズされている。

現在「アセット・オーナー」の署名機関数は 198 機関、「運用会社」は 362 機関、「専門サービス・パートナー」は 133 機関となっており、合計 693 機関である。

署名機関の所属国を分類した結果を図表 1 に掲載した。所属国別に見ると、米国が 105 機関で最も多く、次いでオーストラリアが 97 機関、英国が 81 機関となっている。一方で日本の加盟状況は 13 機関のみであり、主要な国々と比べるとわが国の加盟状況が多いとは言えない。

図表1 署名機関の主な所属国

国名	署名機関数	国名	署名機関数
米国	105	スウェーデン	22
オーストラリア	97	ニュージーランド	19
イギリス	81	日本	13
フランス	44	スペイン	13
オランダ	40	フィンランド	12
ブラジル	37	ドイツ	9
スイス	36	その他欧州	32
カナダ	30	その他アジア	30
南アフリカ	27	その他	23
デンマーク	23		
		計	693

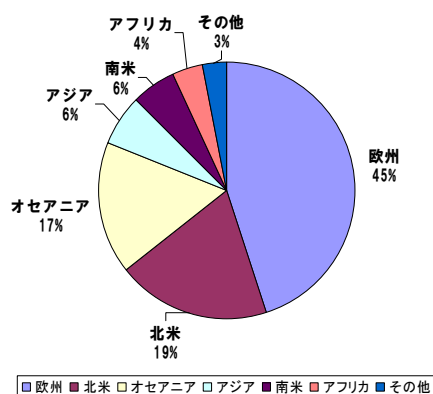
出所：PRI 資料、ホームページを参考に NFI 作成

次に、署名機関の地域別内訳を見てみる（図表2）。地域別機関数は左表の通りである。右表で全体に占める割合を見てみると、欧州の国々が45%を占め、北米19%、オセアニア17%と続き、日本を含むアジアが6%の割合となっている。

これらのことから、ESG投資やPRI署名への取組み状況は欧米を中心に行われており、アジアやその他のエリアでは、さほど普及していない状況がわかる。キリスト教文化を背景にした倫理観や社会観からスタートしたSRI投資は、PRIによるESG投資の提唱によって、投資プロセスにおける意思決定のスタンダードになりつつある。わが国の年金基金などのアセット・オーナーや運用機関についても、PRIへの署名を検討する必要があるだろう。

図表2 署名機関の地域別内訳

地域	署名機関数
欧州	312
北米	135
オセアニア	116
アジア	43
南米	39
アフリカ	27
その他	21
計	693



出所：PRI 資料、ホームページを参考に NFI 作成

PRI ホームページ <http://www.unpri.org/>

(社会システム研究所 CSR 調査室 佐藤 拓人)